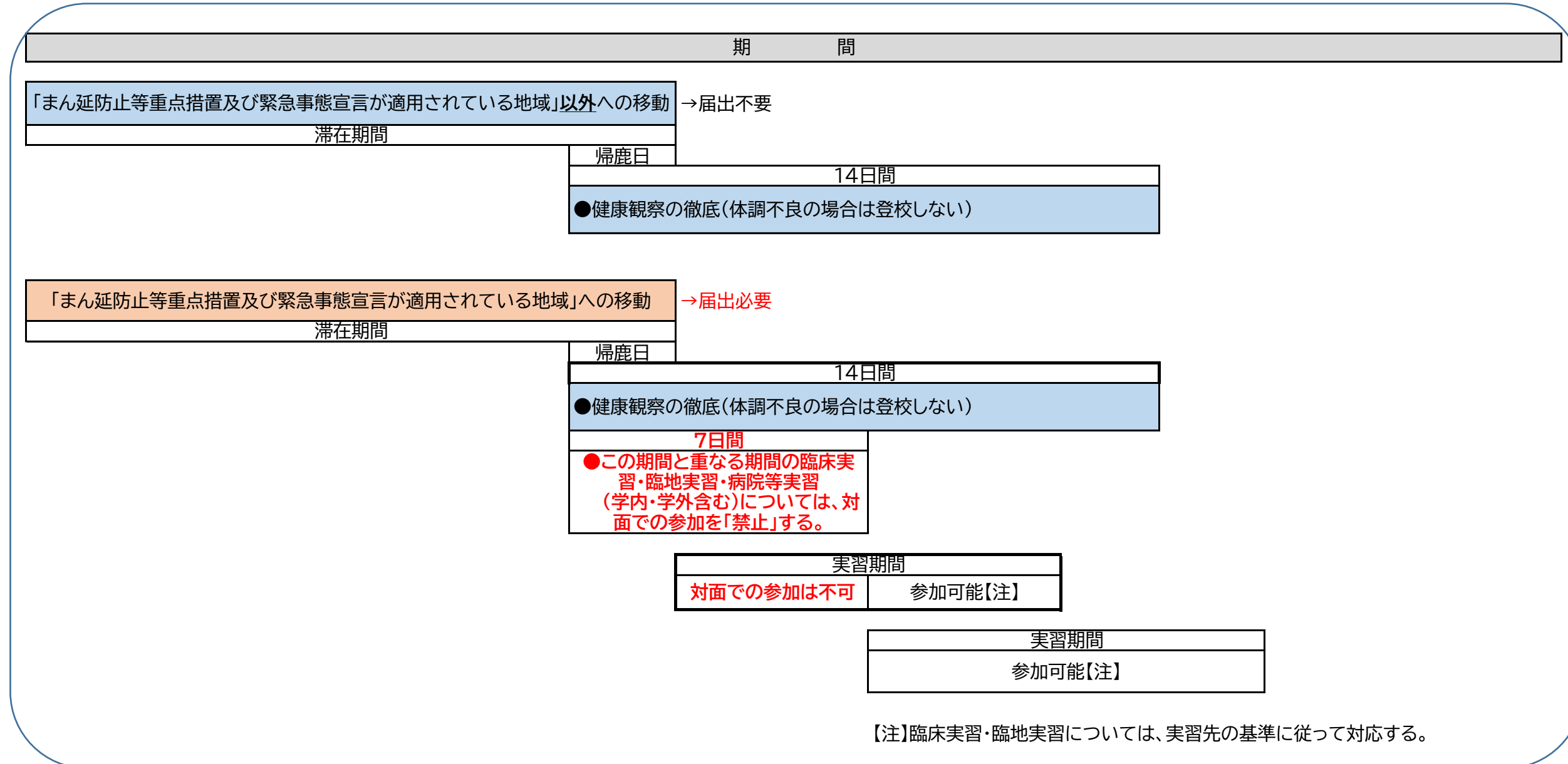


県外への移動について(対象:桜ヶ丘地区の大学院・学部の所属学生)

「まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言が適用されている地域」への不要不急の旅行、帰省等については、強く自粛を要請します。

桜ヶ丘新型コロナウイルス対策会議 和4年3月31日決定

「まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言が適用されている地域」への移動を必要とする場合は、「県外地域への移動に関する届出書」を自身が所属する部局の教務担当係に提出すること。



【注】臨床実習・臨地実習については、実習先の基準に従って対応する。

※「まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言が適用されている地域」については、鹿児島大学病院のホームページに掲載している「日本国内の発生状況(PDF)」を確認すること。
 (URL)<https://com4.kufm.kagoshima-u.ac.jp/?s=日本国内の発生状況> ※鹿児島大学病院ホームページのサイト検索で「日本国内の発生状況」と入力しても確認可能

※その他詳細については、自身が所属する部局の教務担当係からの通知を遵守すること。